議会だより

第4回下條村議会定例会　会期 12月9日から12月16日まで

「条例改正・補正予算等審議」

平成28年第4回定例議会は、12月9日に召集され、16日までの8日間の会期で行われました。5名の議員より一般質問が行われ、人事1件、条例改正4件、補正予算3件、その他の案件1件、意見書1件が提出され審議の結果10件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、五氏より

初日に行われた一般質問は次のとおりです。

○コスモスの湯の魅力向上策について　福沢　敏

○農業の振興について～学校給食野菜安定供給者支援について～　塩沢道雄

○ふるさと納税の拡充について

○村内の農産物直売施設の拡大について　串原　肇

○介護の「総合事業」への移行と取り組みについて

○子育て支援の環境整備について　串原寛治

○そば乾燥施設について　竹村宗次

（一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます）

▼下條村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

・平成二十八年十二月二十三日で任期満了となる下條村選挙管理委員会委員と同補充員の選挙が行われそれぞれ四名が決定しました。（詳細は十四ページに掲載）

▼条例一部改正

○特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

・特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、平成二十八年十二月支給分の期末手当支給月を「一・六五月」から「一・七五月」と○・一月分引き上げ、これに伴い平成二十九年六月分及び十二月分の平準化も行うもので提案され可決されました。

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

・人事院勧告に準拠したもので一点目が行政職俸給表の改定で一般職の職員の給料月額を平均○・二％引き上げます。二点目は勤勉手当の改定で、平成二十八年十二月期の支給分を百分の八十を乗じて算出するところを百分の九十として○・二月分の引き上げを行い、平成二十九年六月期以降の支給分は平準化し百分の八十五とそれぞれ支給割合を改定するもので提案され可決されました。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

・特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、平成二十八年十二月支給分の期末手当支給月を「一・六五月」から「一・七五月」と○・一月分引き上げ、これに伴い平成二十九年六月分及び十二月分の平準化も行うもので提案され可決されました。

○職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割取得の可能化、介護時間の新設、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等が追加される内容で提案され可決されました。

▼補正予算

○一般会計（第四号）

・三億四千四百万円増額

・歳入としては地方交付税を百九十六万円の増額、国庫分については公共土木災害の災害復旧費国庫負担金の増、総務費国庫補助金に地方創生拠点整備交付金二千六百万円、教育費国庫補助金に小学校舎長寿命化事業に係る学校施設環境改善交付金で五千百三十二万四千円を増額、民生費では臨時福祉給付金事業補助金を受給者の減により減額しました。県支出金では民生費県負担金として国保基盤安定県負担金、総務費県補助金として元気づくり支援金、農業施設災害復旧に係る災害復旧費県補助金をそれぞれ増額しました。また、繰越金では前年度純繰越金が一億一千八百七十七万五千円に確定したため、五千三百七十七万五千円を増額計上しました。村債では災害復旧事業債、補正予算債として学校教育施設等整備事業債、地方創生拠点整備交付金の補助裏として一般補助施設整備等事業債をそれぞれ計上し総額では一億五千八百九十万円の増額となりました。

歳出の総務費で主なものはふるさと納税増に伴う返戻品代の増、情報システムセキュリティー強化費の増、マイクロバス、紙折り機等の備品購入費の増、防災関係の委託料として元気づくり支援金を活用した「災害ボランティア育成講座」開催委託料を増、原材料費として避難所になる公共施設の窓ガラス飛散防止フィルム購入費を増額。定住促進事業費として住宅用地取得等補助金を増額、地域おこし協力隊の来年度採用に向けた募集経費を増額、民生費では臨時福祉給付金を受給者減により減額、国保特別会計及び介護特別会計への繰出金をそれぞれ増額、保育所未満児の増加による臨時保育士賃金も増額しています。商工費では南信州広域連合で手掛ける「知の拠点整備事業」への村負担金を増額、土木費では橋梁の定期点検が1橋増となったため点検委託料を増額、河川施設修繕費、退去に伴う住宅修繕費をそれぞれ増額しました。教育費では来年度から実施予定の「小学校校舎長寿命化改良事業」が国の二次補正で予算付けされたため設計監督業務委託料、工事請負費等を新たに計上しました。災害復旧費として九月に発生した台風十六号と秋雨前線豪雨に伴う十二か所の災害復旧の早急実施にむけ査定設計委託料・工事請負費を増額、農地災害復旧費に農地災害八か所の復旧費用として実施設計委託料及び復旧工事費を増額、農業施設災害復旧費として用水路一か所の実施設計委託料、復旧工事費をそれぞれ増額、公共土木災害復旧費の単独災害復旧費として査定設計委託料を増額、補助災害復旧費に村道一ヶ所及び河川一か所の復旧費用として実施設計委託料、復旧工事費をそれぞれ計上し、総額では二十五億八千万円となりました。

○下條村国民健康保険特別会計（第二号）

・五十万円増額

・歳入の主なものは国保税が直近の調定異動により減、前期高齢者交付金及び一般会計からの繰入金がそれぞれ増となっています。歳出の主なものでは賦課徴収費、国保加入出産予定者の増により出産一時金、予備費がそれぞれ増額となり総額では歳入歳出ともに四億円となりました。

○下條村介護保険特別会計（第二号）

・千六百二十万円増額

・歳入の主なものは介護給付費の増による国、県、支払基金への負担金増加分で、歳出の主なものは介護給付費の増によるもので、内容は訪問介護・通所介護などの在宅介護サービスの利用増、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス給付費がそれぞれ増となっています。総額では歳入歳出ともに四億五千百四十万円となります。

▼意見書

一件の意見書が可決され、関係機関へ送付しました。

●地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

所得税・住民税　確定申告についてのお知らせ

～確定申告は期限内に正しく行いましょう～

平成二十八年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十六日(木)から三月十五日(水)まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告されますようお願いいたします。期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

確定申告をしなければならない方

◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方

◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方

◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二カ所以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十八年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

◇年末調整で扶養の二重控除をされた方（夫婦や親子で一人の高齢者等をお互いに扶養控除した場合など）や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方（給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください）。

◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畑の小作料収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。

◇年末調整で受けなかった控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方は申告が必要です。

◇年金等の所得のみの方でも確定申告が必要な場合がありますので、ご不明な方はお問い合わせください。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。

◇白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付してください。

なお、税法改正により白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成二十六年一月から記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。収入金額や必要経費等に関する事項に関して記帳しておかなければなりません。詳しくは飯田税務署までお問い合わせください。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。

◇収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

◇全量家事消費されている方

「平成二十八年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

◇公的年金等受給者に係わる確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が四百万円以下であり、かつ、公的年金等に係わる雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、飯田税務署までお問い合わせください。

※ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受ける場合や農業所得等ある場合には申告は必要ですので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします

確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。

源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越しください。

又、税務署から送られた申告書も持参してください。

◇収支の計算をしてください

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越しください。

下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

確定申告についてのお問い合わせは

○飯田税務署
（電話○二六五―二二―一一六五）

○役場税務係
（電話二七―二三一一）

までお願いします。